

9 酒 稅

9-5 免 許 場 数

(2) みなし製造場数

区分	びん詰のためのもの		販売便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	左のうち実蔵置場数
	自己の製造した酒類のびん詰	共同のびん詰			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	2	12	—	26	15	—	55	40
合成清酒	—	—	—	16	—	—	16	—
しょうちゅう	甲類	—	1	17	—	—	18	—
	乙類	—	5	1	14	2	22	—
みりん	—	—	—	13	—	—	13	—
ビール	—	—	1	23	—	—	24	15
果実酒類	—	—	2	33	8	—	43	5
ウイスキー類	—	—	2	38	4	—	44	2
スピリッツ類	—	—	2	28	3	—	33	3
リキュール類	—	—	1	17	2	—	20	—
雑酒	—	—	2	25	1	—	28	1
合計	2	17	12	250	35	—	316	66
うち実蔵置場数	2	12	2	27	23	—	66	—

調査対象：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた場所（みなし製造場）である。

調査時点：平成14年3月31日

(3) 酒類用自動販売機の設置場数及び台数

設置場数	設置台数				
	清酒用	ビール用	ウイスキー用	その他用	計
場	外 1,030	外 113	外 495	外 1,270	台
内 —	内 —	内 —	内 —	内 —	台
2,219	282	2,298	3	161	2,744

調査対象：自動販売機による酒類小売業免許を受けて設置しているもの及び既存の酒類販売免許場に設置しているものの設置場数及び台数である。

調査時点：平成14年3月31日

(注) 1 内書は、自動販売機による酒類小売業免許を受けて設置しているものを掲げた。

2 併用機を設置しているものについては、主たる酒類については本書きし、従たるものは外書きとした。